

4

平成31年度

多賀城市各会計予算

多賀城市

目 次

議案第 28 号	平成 31 年度多賀城市一般会計予算	・ ・ ・	1
議案第 29 号	平成 31 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算	・ ・ ・	11
議案第 30 号	平成 31 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算	・ ・ ・	17
議案第 31 号	平成 31 年度多賀城市介護保険特別会計予算	・ ・ ・	23
議案第 32 号	平成 31 年度多賀城市下水道事業特別会計予算	・ ・ ・	29
議案第 33 号	平成 31 年度多賀城市水道事業会計予算	・ ・ ・	37

一 般 会 計

議案第 28 号

平成 31 年度多賀城市一般会計予算

平成 31 年度多賀城市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,410,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときにおける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成 31 年 2 月 8 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		8,110,665
	1 市民税	3,626,358
	2 固定資産税	3,205,265
	3 軽自動車税	131,431
	4 市たばこ税	484,055
	5 都市計画税	663,556
2 地方譲与税		126,801
	1 地方揮発油譲与税	32,158
	2 自動車重量譲与税	88,181
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	2,755
	5 特別とん譲与税	3,706
3 利子割交付金		7,057
	1 利子割交付金	7,057
4 配当割交付金		18,046
	1 配当割交付金	18,046
5 株式等譲渡所得割交付金		9,483
	1 株式等譲渡所得割交付金	9,483
6 地方消費税交付金		1,099,016
	1 地方消費税交付金	1,099,016
7 自動車取得税交付金		18,927
	1 自動車取得税交付金	18,927
8 環境性能割交付金		6,955
	1 環境性能割交付金	6,955
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		23,833
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	23,833
10 地方特例交付金		68,862
	1 地方特例交付金	68,862
11 地方交付税		4,758,861
	1 地方交付税	4,758,861
12 交通安全対策特別交付金		12,300
	1 交通安全対策特別交付金	12,300

款	項	金 額
13	分担金及び負担金	247,478
	1 負担金	247,478
14	使用料及び手数料	505,353
	1 使用料	416,006
	2 手数料	89,347
15	国庫支出金	3,769,899
	1 国庫負担金	2,914,813
	2 国庫補助金	844,673
	3 国庫委託金	10,413
16	県支出金	1,660,949
	1 県負担金	916,356
	2 県補助金	581,374
	3 県委託金	163,219
17	財産収入	1,467,066
	1 財産運用収入	99,635
	2 財産売却収入	1,367,431
18	寄附金	100,000
	1 寄附金	100,000
19	繰入金	2,576,420
	1 基金繰入金	2,576,416
	2 特別会計繰入金	4
20	繰越金	20,000
	1 繰越金	20,000
21	諸収入	557,129
	1 延滞金、加算金及び過料	5,002
	2 市預金利子	152
	3 貸付金元利収入	238,877
	4 受託事業収入	148,091
	5 雑入	165,007
22	市債	2,244,900
	1 市債	2,244,900
	歳 入 合 計	27,410,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 221,413
	1 議会費	221,413
2 総務費		5,401,407
	1 総務管理費	4,809,336
	2 徴税費	319,400
	3 戸籍住民基本台帳費	124,386
	4 選挙費	107,546
	5 統計調査費	16,315
	6 監査委員費	24,424
3 民生費		9,169,892
	1 社会福祉費	3,364,484
	2 児童福祉費	4,390,481
	3 生活保護費	1,372,102
	4 災害救助費	42,825
4 衛生費		1,697,727
	1 保健衛生費	683,589
	2 清掃費	1,014,138
5 労働費		64,347
	1 労働諸費	64,347
6 農林水産業費		386,293
	1 農業費	385,961
	2 林業費	197
	3 水産業費	135
7 商工費		329,309
	1 商工費	329,309
8 土木費		4,270,637
	1 土木管理費	128,355
	2 道路橋りょう費	993,925
	3 河川費	5,886
	4 都市計画費	3,017,628
	5 住宅費	124,843

款	項	金 額
9	消防費	721,315
	1 消防費	721,315
10	教育費	3,041,901
	1 教育総務費	319,521
	2 小学校費	346,174
	3 中学校費	222,669
	4 社会教育費	1,457,890
	5 保健体育費	695,647
11	災害復旧費	1
	1 災害復旧費	1
12	公債費	2,058,611
	1 公債費	2,058,611
13	諸支出金	1
	1 普通財産取得費	1
14	予備費	47,146
	1 予備費	47,146
	歳 出 合 計	27,410,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑使用許可譲渡資金の融資に伴う損失補償	平成31年度から 平成38年度まで	当該融資額の1割に相当する額
ほ場整備事務所借上料	平成32年度から	27千円
中小企業者に対する事業資金の融資に伴う損失補償	平成31年度から 平成44年度まで	融資預託額の $\frac{10}{100}$ に相当する額
公共工事に係る中小企業振興資金等の融資に対する利子補給	平成32年度から 平成34年度まで	当該融資額に対する償還利子の $\frac{40}{100}$ に相当する額
児童発達支援センター運営業務委託	平成32年度から	370千円
駐車場設備等借上料	平成32年度から	50千円
学校給食調理等業務委託	平成32年度から 平成35年度まで	5,200千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	平成32年度から 平成33年度まで	67千円
建物等機械警備業務委託	平成32年度から 平成34年度まで	166千円
自動車借上料	平成32年度から 平成36年度まで	24,309千円
パソコン借上料	平成32年度から 平成36年度まで	77,359千円
印刷機等借上料	平成32年度から	2千円
施設備品借上料	平成32年度から 平成33年度まで	78千円
業務支援システム借上料	平成32年度から 平成36年度まで	43,796千円
各種管理業務等委託	平成32年度から 平成33年度まで	154千円
各種清掃業務委託	平成32年度から 平成33年度まで	728千円
各種保守点検業務委託	平成32年度から 平成36年度まで	14,197千円
単価契約に係る複合機の使用	平成32年度から 平成36年度まで	平成32年度から平成36年度までの各年度の予算の範囲内

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設事業	千円 1,316,500	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入期日の翌日から30年以内に半年賦元利均等償還し、又は元金均等償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
景観整備事業	11,600			
公園整備事業	22,600			
道路橋りょう事業	51,300			
公共施設等適正管理推進事業	12,600			
学校施設整備事業	14,900			
文化財整備活用事業	128,600			
臨時財政対策債	686,800			
計	2,244,900			

国民健康保険特別会計

議案第 29 号

平成 31 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

平成 31 年度多賀城市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,608,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成 31 年 2 月 8 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 970,965
	1 国民健康保険税	970,965
2 使用料及び手数料		800
	1 手数料	800
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		4,060,628
	1 県補助金	4,060,628
5 財産収入		1,202
	1 財産運用収入	1,202
6 繰入金		568,590
	1 他会計繰入金	397,762
	2 基金繰入金	170,828
7 繰越金		2
	1 繰越金	2
8 諸収入		5,812
	1 延滞金、加算金及び過料	3,200
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2,611
歳 入 合 計		5,608,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		70,707
	1 総務管理費	25,827
	2 徴税費	42,827
	3 運営協議会費	416
	4 趣旨普及費	1,637
2 保険給付費		3,937,397
	1 療養諸費	3,497,144
	2 高額療養費	418,142
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	16,809
	5 葬祭費	5,300
3 国民健康保険事業費納付金		1,486,044
	1 医療給付費分	1,028,573
	2 後期高齢者支援金等分	342,459
	3 介護納付金分	115,012
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		86,929
	1 保健事業費	86,929
7 基金積立金		1,202
	1 基金積立金	1,202
8 公債費		10
	1 公債費	10
9 諸支出金		9,852
	1 償還金及び還付加算金	9,851
	2 繰出金	1
10 予備費		15,857
	1 予備費	15,857
歳 出 合 計		5,608,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
レセプト・健診データ分析システム利用料	平成32年度から 平成33年度まで	152 千円
単価契約に係る特定保健指導業務委託	平成32年度	平成32年度予算の範囲内

後期高齢者医療特別会計

議案第30号

平成31年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度多賀城市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ596,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月8日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 484,978
	1 後期高齢者医療保険料	484,978
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 繰入金		109,718
	1 他会計繰入金	109,718
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,253
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,250
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
	歳 入 合 計	596,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		10,544 <small>千円</small>
	1 総務管理費	8,571
	2 徴収費	1,973
2 後期高齢者医療広域連合納付金		583,379
	1 後期高齢者医療	583,379
3 諸支出金		1,251
	1 償還金及び還付加算金	1,250
	2 繰出金	1
4 予備費		826
	1 予備費	826
歳 出 合 計		596,000

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第31号

平成31年度多賀城市介護保険特別会計予算

平成31年度多賀城市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,048,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成31年2月8日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		1,005,064
	1 介護保険料	1,005,064
2 使用料及び手数料		112
	1 手数料	112
3 国庫支出金		854,699
	1 国庫負担金	684,833
	2 国庫補助金	169,866
4 支払基金交付金		1,051,411
	1 支払基金交付金	1,051,411
5 県支出金		562,263
	1 県負担金	525,830
	2 県補助金	36,433
6 財産収入		490
	1 財産運用収入	490
7 繰入金		573,956
	1 他会計繰入金	573,955
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入 合 計		4,048,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 60,459
	1 総務管理費	8,463
	2 徴収費	2,788
	3 介護認定審査会費	48,896
	4 運営協議会費	312
2 保険給付費		3,725,619
	1 介護サービス等諸費	3,531,295
	2 高額介護サービス等費	82,428
	3 高額医療合算介護サービス等費	9,634
	4 特定入所者介護サービス等費	102,262
3 地域支援事業費		248,515
	1 介護予防事業費	8,520
	2 包括的支援事業・任意事業費	79,520
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	160,475
4 基金積立金		7,254
	1 基金積立金	7,254
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		2,650
	1 償還金及び還付加算金	2,649
	2 繰出金	1
7 予備費		3,502
	1 予備費	3,502
歳 出 合 計		4,048,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高齢者福祉計画・第8期介護保険事業 計画策定支援業務委託	平成32年度	3,463 千円
包括的支援事業業務委託	平成32年度	1,042 千円
包括的支援事業業務委託（在宅医療・ 介護連携推進事業）	平成32年度	37 千円
包括的支援事業業務委託（認知症施策 推進事業）	平成32年度	34 千円
包括的支援事業業務委託（生活支援体 制整備事業）	平成32年度	139 千円

下水道事業特別会計

議案第32号

平成31年度多賀城市下水道事業特別会計予算

平成31年度多賀城市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,977,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときにおける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成31年2月8日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1	分担金及び負担金	千円 376
	1 分担金	2
	2 負担金	374
2	使用料及び手数料	825,824
	1 使用料	825,423
	2 手数料	401
3	国庫支出金	101,000
	1 国庫補助金	101,000
4	財産収入	1
	1 財産売払収入	1
5	繰入金	2,427,675
	1 他会計繰入金	1,638,391
	2 基金繰入金	789,284
6	繰越金	1
	1 繰越金	1
7	諸収入	2,123
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	2,121
8	市債	620,000
	1 市債	620,000
	歳 入 合 計	3,977,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		780,963
	1 総務管理費	119,896
	2 雨水管理費	234,573
	3 污水管理費	426,494
2 事業費		1,279,973
	1 建設事業費	1,279,973
3 公債費		1,911,348
	1 公債費	1,911,348
4 災害復旧費		1
	1 公共下水道施設災害復旧費	1
5 諸支出金		2
	1 繰出金	1
	2 基金費	1
6 予備費		4,713
	1 予備費	4,713
歳 出 合 計		3,977,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給	平成32年度から 平成35年度まで	当該融資額に対する契約利率に相当する額
水洗便所改造資金損失補償	平成31年度から 平成35年度まで	当該未償還額の1割に相当する額
雨水ポンプ場機械警備業務委託	平成32年度から 平成33年度まで	38 千円
雨水ポンプ場消防用設備保守点検業務委託	平成32年度から 平成33年度まで	34 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共下水道事業	110,500	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入期日の翌日から40年以内に半年賦元利均等償還し、又は元金均等償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	12,800			
資本費平準化債	387,900			
下水道事業債 （特別措置分）	92,100			
公営企業会計適用債	16,700			
計	620,000			

水 道 事 業 会 計

議案第33号

平成31年度多賀城市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度多賀城市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	24,396戸
(2) 年 間 総 配 水 量	5,781,336 m ³
(3) 1 日 平 均 配 水 量	15,796 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水管整備事業	296,000千円
イ 配水管改良事業	155,535千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,885,000千円
第1項 営業収益	1,796,306千円
第2項 営業外収益	88,692千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,775,000千円
第1項 営業費用	1,716,452千円
第2項 営業外費用	58,146千円
第3項 特別損失	202千円
第4項 予備費	200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額427,776千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,096千円、過年度分損益勘定留保資金82,112千円、当年度分損益勘定留保資金135,568千円、減債積立金120,000千円及び建設改良積立金50,000千円で補填する。)

収 入	
第1款 資本的収入	281,224千円
第1項 企業債	180,500千円
第2項 他会計負担金	3,000千円
第3項 工事負担金	70,200千円
第4項 水資源開発負担金	5,624千円
第5項 補助金	21,900千円
支 出	
第1款 資本的支出	709,000千円
第1項 建設改良費	451,535千円
第2項 企業債償還金	257,265千円
第3項 予備費	200千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
上水道管施設台帳システム更新・保守業務委託	平成32年度から 平成33年度まで	58千円
水道事業給水装置等関連業務包括委託	平成32年度から 平成33年度まで	640千円
水道料金等徴収業務委託	平成32年度から 平成34年度まで	3,015千円

水道庁舎管理業務委託	平成32年度	8千円
------------	--------	-----

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	千円 180,500	証書借入れ又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入期日の翌日から30年以内に半年賦元利均等償還し、又は元金均等償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における当該各項間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 205,597千円

(2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,687千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 8 日 提出

多賀城市長 菊地 健次郎

